下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に 基づいて告示します。

令和4年6月23日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0012

札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2 - 2 札幌市中央卸売市場青果棟 3 階 札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課市場検査係 電話 011-641-0635 FAX 011-644-3553

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市保健所広域食品監視センター作業環境測定業務

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

(4)履行場所入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、「計量証明業」、「建築物環境衛生管理業」、「専門サービス業」、「その他サービス業」のいずれかに登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で の入札参加を希望していないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書を交付する場所

上記1の場所及び札幌市保健所ホームページで入手できる。

(https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html)

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(2) 入札書の提出場所及び提出方法

〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-2

札幌市中央卸売市場青果棟3階広域食品監視センター

持参又は送付により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年7月26日(火)午前10時00分(送付による場合は必着)

<u>※一堂に会し入札箱に投函する方式ではなく、入札書を事前に提出する方式のため、留意す</u>ること。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年7月26日(火)午前10時05分

札幌市中央卸売市場青果棟 3 階広域食品監視センター(札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-2)

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に掲げる場所。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札 その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入 札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を

もって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日 以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参 加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした 入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 詳細は入札説明書による。